

ベトナムにおける 加工食品の輸入制度

2019年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ハノイ事務所

目 次

1.	加工食品に関する規制・手続き	4
1-1.	輸入を行うことができる者の要件	4
1-2.	輸入禁止品目	5
1-3.	輸入食品安全検査手続き	6
1-4.	製品の自己公表	9
1-5.	製品公表登録	10
1-6.	輸入動物製品の検疫	11
1-7.	輸入食品として使用される動物・水産物の製品	13
1-8.	輸入食品として使用される植物製品	15
1-9.	自動輸入許可制	15
1-10.	自由販売証明書（CFS）	15
2.	食品のラベル表示規制	16
2-1.	表示言語	16
2-2.	表示記載内容	16
2.2.1	商品名	18
2.2.2	商品に対して責任を有する組織および個人の名前・住所	18
2.2.3	構成成分／成分量	19
2.2.4	栄養価	20
2.2.5	アレルゲンおよび警告	20
2.2.6	製造日および賞味期限・消費期限	20
2.2.7	容量	22
2-3.	表示位置、文字サイズ	23
2-4.	ラベル表示義務の適用	24
2-5.	その他の留意事項	24
2.5.1	放射線照射食品	24
2.5.2	遺伝子組換え食品	25
2.5.3	機能性食品	25
3.	食品の包装に関する規制	25
3-1.	包装容器の素材に関する規格基準	25
3.2	包装方法に関する規格基準	26
4.	食品添加物に関する規制	26
4-1.	食品添加物の使用規制	26

4-2.	認可食品添加物	27
5.	残留農薬に関する規制	27
6.	罰則規定	28
7.	その他の留意点・参考情報	30
7-1.	食中毒事故の防止および克服	30
7-2.	食用内臓肉（白物）の輸入	30
8.	関連法規	30
9.	問い合わせ先リスト	36
9-1.	関係官庁	36
9-2.	食品検査機関	38
9-3.	食品検疫機関	39
9-4.	業界団体	39

ベトナムにおける加工食品の輸入制度

1. 加工食品に関する規制・手続き

1-1. 輸入を行うことができる者の要件

外国から物品を輸入できる者の要件は、ベトナム企業と外資系企業で異なる。

① ベトナム企業の場合

ベトナム企業の活動事業内容に「輸入業」の記載は不要である（貿易管理法の一部条項の施行細則となる政令 No. 69/2018/ND-CP 第 3 条 1 項）。すなわち、すべてのベトナム企業は、特別な規制対象物品を除き、別途輸入許可申請を必要とせず商品を輸入できる。

② 外資系企業

2009 年 1 月以降、WTO 加盟時の市場開放約束に従い、市場・消費者への直接流通が認められるようになった。ただし、外資企業が輸入・流通業務を行う場合は、当該業務を事業目的に含めた投資登録証明書、企業登録証明書の申請を行うか、既に発給されたそれらの証明書の変更手続きを行う必要がある（外資投資家および外資企業の商品販売活動及び商品販売と直接に関連する活動に対する商法および貿易管理法の細則に関する政令 No. 09/2018/ND-CP 第 6 条 1 項）。

又、活動内容によるが、外資企業は投資登録証明書、企業登録証明書のほか、以下の通り経営許可書の取得が必要な場合がある。

活動内容	事業ライセンス	管轄機関	商工省の意見、承認
商品の輸入・卸売	不要		不要
商品の小売（個人への販売）	経営許可書	中央直轄市・省の商工局	不要
スーパー、ミニスーパー、コンビニの形態での米、砂糖の小売			必要

輸入および卸売の事業目的を登録することは、一般的な企業と同様で、特別な書類の提出や条件の充足は不要である。

小売の経営許可書の取得申請に必要な書類および条件は以下の通り。

<必要書類> (政令 No. 09/2018/ND-CP 第 12 条)

- 申請書
- 経営条件を満たす旨の経営・財務企画などの説明書
- 設立から 1 年以上を経ている企業の場合、監査済みの決算報告書
- 納付期限を過ぎた未納の税金がないことを示す書類
- 投資登録証明の公証写し
- 企業登録証明の公証写し

<必要条件> (政令 No. 09/2018/ND-CP 第 9 条)

	商品販売活動の市場開放を誓約するベトナムがメンバーである国際条約に加盟している国・領土に属する外国投資家	ベトナムがメンバーである国際条約に加盟している国・領域に属しない外国投資家	米、砂糖の販売する外資企業（米、砂糖の販売は、スーパー、ミニスーパー、コンビニを所有する企業のみ、小売許可書が発給される）。
必要条件	ベトナムがメンバーである国際条約における市場接近の条件を満たす。	以下の条件を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門の法規定に合致する。 ・ 同活動分野における国内企業の競争力を保護。 ・ 国内労働者の雇用創出が可能。 ・ 税制上の貢献が可能。 	
	経営許可書の申請を実施する為の財政的な基盤がある。 設立から 1 年以上を経ている企業の場合、納付期限を過ぎた未納の税金がない。		

これら必要書類を商工局に提出のうえ、書類審査後に結果が通知される。

1-2. 輸入禁止品目

政令 No. 69/2018/ND-CP の付録 I に輸出入禁止品目が規定されているが、現時点で、加工食品では該当するものがない。

なお、過去に鳥インフルエンザや口蹄疫の発生により停止されていたベトナムへの日本からの牛肉、豚肉、家禽肉の輸入は、2019年2月現在解除されている。ただし、根拠となる条文は見当たらないため、実際の輸出時は輸入者を通じて確認すること。手続きについて1-7を参照。

1-3. 輸入食品安全検査手続き

原則として、食品、食品添加物、食品加工助剤、食品包装用具、食品包装材、食品容器は、食品の安全性に関する国による検査の対象である（食品安全法 No. 55/2010/QH12 第 39 条 1 項）。

政令 No. 15/2018/ND-CP に基づき、輸入食品安全検査は以下のいずれかの検査方式を適用する。

検査方式	簡易検査	厳重な検査	通常検査
定義 （政令 No. 15/2018/ND-CP 第 16 条）	税関は、1 年以内に輸入された全てのロットの書類から、最大 5% 無作為に抽出して審査する。	書類の検査およびテストのためのサンプル採取を行う。	輸入品ロットの書類のみを審査する。
適用 （政令 No. 15/2018/ND-CP 第 17 条）	次のいずれかの場合に適用する。 1. ベトナムが加盟している食品安全検査活動における相互承認された国際条約 ¹ を締結している国の権限のある機関、組織によって食品安全に関する要件を満たすと認定された場合、ベトナムの法令に適合する輸入ロット	次のいずれかの場合に適用する。 1. 前回の検査時に輸入要件を満たしていない輸入ロットおよび商品 2. 前の審査および検査時に要件を満たさなかったロットおよび商品（ある場合） 3. 保健省、農業農村開発省、商工省、省レベルの人民委	残りの場合

¹ 2019 年 3 月時点では日本との間では該当する条約はなし。

検査方式	簡易検査	厳重な検査	通常検査
	<p>トおよび商品輸出国の権限のある機関による検査結果がある場合。</p> <p>2. 12 か月以内に 3 回連続的に通常検査方式により輸入要求を満たす結果が出た場合。</p> <p>3. GMP、HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000、または同等の品質管理システムが適用された事業所で製造された場合。</p>	<p>員会、あるいは外国の管轄機関あるいは製造業者による警告があった場合</p> <p>* 厳重な検査方式から通常検査方式への切り替え</p> <p>➤ 上記の 1、2 には、厳重な検査方式を 3 回連続的に適用し、輸入要件を満たす結果が出た場合。</p> <p>➤ 上記の 3 には、ベトナムの保健省、農業農村開発省、又は商工省から厳重な検査を中止する旨の書面による通知があった場合。</p>	
<p>検査登録書類 (政令 No. 15/2018/ND-CP 第 18 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品の自己公表書 ● 連続して通常検査方法により輸入要求を満たす 3 通の結果通知書、または提出する際に、効力をもっている GMP、HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000、または同等基準の証明書のいずれかの公証写しまたは合法化された原本（在日本ベトナム大使館/総領事館で認証されたもの）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入食品検査登録書 ● 商品の自己公表書 ● 厳重な検査方式から通常検査方式に変更された輸入ロット、商品の場合：連続して厳重な検査方法により輸入要求を満たす 3 通の結果通知書（原本）。 ● パッキングリストの写し 	

検査方式	簡易検査	厳重な検査	通常検査	
検査手順 (政令 No. 15/2018/ND-CP 第 19 条)	1. 税関手続を行う際に、商品所有者は法規に従って書類を提出する。	1. 商品が出入国地点に到着する前または出入国地点に到着した時、商品所有者は検査登録書類を国家検査機関（保健省、農業農村開発省又は商工省）に提出する。		
	2. 税関は、1年以内に簡易検査の対象となる輸入ロットの書類から、最大5%無作為的に抽出し、書類の受領日から3営業日以内に書類審査を行う。通関手続きを行う。	2. 国家検査機関は、書類の受領日から7営業日以内に、書類の審査を行い、サンプルを採取し、要求される食品安全に関する基準のテストを行い、食品が輸入要件を満たすか満たさないかの通知を行なう。	2. 国家検査機関は、書類の受領日から3営業日以内に、書類を審査し、食品が輸入要件を満たすか否かの通知を行なう。	
		3. 商品所有者は、商品を通関するために、税関機関に食品が輸入要件を満たす結果通知書を提出する。		
	食品が規定に従い輸入要件を満たさない場合、国家検査機関は、処理方法を決定する。（商品の欠陥・ラベル表示ミスの修正、使用目的の変更、再輸出、廃棄など）			

以下の場合、輸入食品の安全性に関する国家検査の対象外となる（保健省、農業・農村開発省、工商省、省レベルの人民委員会、外国における管轄当局、または製造業者から食品の安全性について警告のある場合を除く）。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 13 条）

- ① 商品の公表登録の受取書が発行されている商品
- ② 個人の消費、または観光目的のため入国する際の手荷物、事前または事後に送付される荷物、輸入税免除の範囲内のお土産や贈答品
- ③ 優遇対象または外交特権を有する者の輸入品

- ④ 通過、検問所の変更、積み替え、一時的な輸入、再輸出、保税倉庫に保管される製品
- ⑤ 関連する組織または個人の承認があり、テストまたは研究目的に対する適当な量のテスト品、又は研究のサンプル製品
- ⑥ 見本市・展示会で展示するために使用される商品（輸入時に、商品見本市・展示会の主催者等の参加確認書および商工局の商品見本市・展示会開催許可書を添付し提出する必要がある）
- ⑦ 輸出品の生産・加工のため、あるいは組織・個人の内部生産のために使用され、国内市場で消費されない輸入された商品および原材料
- ⑧ 免税店で販売のための一時的に輸入された商品
- ⑨ 政府、首相の指示の下で緊急な要求のために輸入された製品

1-4. 製品の自己公表

包装された加工後の食品、食品添加物、食品加工助剤、食品の容器、食品を直接包む包装材に対しては、製品自己公表手続きをしなければならない。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 4 条 1 項）

- ① 自己公表の申請書類は以下のとおり。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 5 条 1、3 項）

- 製品自己公表の申請書
- 申請書類の提出前 12 ヶ月以内の食品安全性試験結果書（原本または公証の写し）

* 試験結果書は管轄当局により指定された試験実施機関、または ISO17025 の準拠と認定されている試験実施機関が発行したものである。

製品自己公表の書類はベトナム語で提示しなければならない。外国語での書類の場合は、それらをベトナム語に翻訳して公証を受ける必要がある。自己公表の書類は、公表時点で効力をもっているものでなければならない。

- ② 製品自己公表の方法は以下の通り。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 5 条 2 項、政令 No. 155/2018/ND-CP 第 3 条 1 項）

組織または個人は、以下の方法で自己公表を実施する。

- マスメディア、または自らのウェブサイト掲載を通じて公表する。または、

組織や個人の住所で自己公表書を公示する。

- 食品安全性に関する最新データ情報システムに掲載する（食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称、および製品名を公示する為に、組織および個人は、省または中央直轄の市の人民委員会によって指定された権限のある国家管理機関に書類を1部提出する。）

*商品の種類に応じて、人民委員会は商工局、農業農村開発局、保健局のいずれかを管理機関として指定する。ホーチミンとダナンは、食品安全管理委員会が設立されている。

製品の自己公表直後、組織および個人は、その製品の販売のできる一方、その製品の安全性について全責任を負う。

1-5. 製品公表登録

保健用食品、薬用栄養食品、特別な食制度用食品、36ヶ月齢以下の子供に使用される栄養製品、新しい用途の混合食品添加物、食品に対する使用許可を受けた添加物のリストに含まれていない、または保健省が定めた食品対象外に使用される食品添加物に対しては、製品公表登録手続きをしなければならない。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第6条）

① 製品公表登録の申請書類は以下のとおり。（同政令第7条）

- a) 製品公表書
- b) 原産国/輸出国の管轄機関により発行された、消費者の安全を確保し、または生産国/輸出国の市場で自由に販売される内容を含む自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)、輸出証明書 (Certificate of Exportation) 或は衛生証明書 (Health Certificate) (公証写し)
- c) 申請書類の提出前12ヵ月以内の食品安全性試験結果書（原本または公証写し）
* 試験結果書は管轄当局により指定された試験実施機関、または ISO17025 の準拠と認定されている試験実施機関が発行したものである。
- d) 公表された製品の効用またはその効用を構成する成分を証明する科学的証拠（原本、または組織・個人の承認がある写し）。
- e) 輸入製品が健康保護食品である場合は、適正製造規範 (GMP) を満たした食品安全条件に適合する施設の証明書またはその同等の証明書（組織・個人の承認がある写し）。 * 2019年7月1日から適用する。

製品公表登録の書類はベトナム語で提示しなければならない。外国語での書類の場合は、それらをベトナム語に翻訳して公証を受ける必要がある。書類は、公表登録時点で効力をもっているものでなければならない。

② 製品公表登録の手順は以下の通り。(同政令第8条1項)

❖ 書類受取機関：

- 保健省（保健用食品、新しい用途の混合食品添加物、保健省により食品に対する使用許可を受けた添加物のリストに含まれていない食品添加物の場合）
- 省レベル人民委員会により指定される管轄機関（薬用栄養食品、特別な食制度用食品、36ヶ月齢以下の子供に使用される栄養製品の場合）*ハノイは食品安全衛生支局、ホーチミンとダナンは食品安全管理委員会である。

❖ 発給期間(同政令第8条2～5項)

- 不備のない書類の受領後7営業日（薬用栄養食品、特別な食制度用食品、36ヶ月齢以下の子供に使用される栄養製品、新しい用途の混合食品添加物、食品に対する使用許可を受けた添加物のリストに含まれていない食品添加物、または保健省が定めた食品対象外に使用される食品添加物の場合）
- 不備のない書類の受領後21営業日（保健用食品の場合）

書類受取機関は、自らのウェブサイトおよび食品安全性に関するデータベースに製品公表登録を受領された組織・個人の名称、製品を公表する。

※ 注：製品の名称、原産国、構成成分が変わった場合、組織・個人は製品公表を再登録しなければならない。その他の変更がある場合、組織・個人は、書類受取機関にその変更内容を書面により通知する直後、その製品を販売することが出来る。

1-6. 輸入動物製品の検疫

① 検疫手順は以下のとおり。(獣医法第46、47条、通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT の第8、9項、通達 No. 26/2016/TT-BNNPTNT 第13条)

- 通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT 付録 I に規定されている検疫の対象となる動物・動物製品のリストにある動物製品、通達 No. 26/2016/TT-BNNPTNT 付録 I に規定されている検疫の対象となる水産物・水産物製品のリストにある動物製品の輸入前に、企業は検疫登録の書類を獣医局に提出する。(以下の③、④を参照。)

- 不備のない書類の受領後、5 営業日以内に獣医局は商品所有者、および国境の動物検疫機関に、電子メールで同意書および検疫指示を送信する。
- 商品の所有者は、国境の動物検疫機関に検疫申告をする。
- 不備のない書類の受領日より 1 営業日以内に、国境の動物検疫機関は検疫の日時・場所を決定し、検疫登録の企業に通知する。
- 国境の動物検疫機関は、検疫を行い、獣医の衛生要件を満たした動物製品に対する輸入検疫証明書を発給し、目的地の獣医専門管理機関に通知する。衛生、滅菌、消毒の対策を商品所有者に指導する。

② 検疫内容は以下のとおり。（獣医法第 47 条、通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT の第 9.3 条、通達 No. 26/2016/TT-BNNPTNT 第 13 条）

- 検疫申告書類および商品の実状の検査
- 獣医衛生基準の検査のためのサンプルの採取（通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT の付録 XII の第 II. 1、III 項、通達 No. 26/2016/TT-BNNPTNT の付録 IV の第 B-I 項に基づく検査基準及び検査・試験のためのサンプルの数量）
- 規定に基づく動物製品の輸送手段および保管倉庫に対する獣医衛生条件の検査

③ 検疫の対象となる動物・動物製品のリスト

1. 新鮮な肉、燻製肉、干し肉、乾燥肉、塩漬け肉、冷蔵肉、冷凍肉、缶詰肉の形で家畜、家禽、実験動物、野生動物およびその他の動物（通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT 付録 I 第一項に記載される。）の肉、内臓、副産およびそれらの製品
2. ソーセージ、パテ、ハム、脂身、及び予備処理・処理済の形でその他の動物製品
3. 生乳、ヨーグルト、バター、チーズ、缶詰ミルク、粉ミルク、キューブ型ミルク、及び乳製品
4. 新鮮な卵、鹹蛋、卵の粉、及び卵製品
5. 生殖用家禽の卵、カイコの卵、動物の胚子、精子
6. ミートパウダー、骨粉、血のパウダー、フェザーパウダー、および原材料の形でその他の動物製品。動物由来の成分が含まれている家畜、家禽、水産物の飼料
7. 家畜、家禽および水産物の飼料の加工用原料として使用される魚粉、魚油、魚脂肪、エビの粉、貝の粉、およびその他の水産製品

8. 動物由来の薬用材料：ヘビの毒、ハチの毒、センザンコウの鱗、熊の胆、動物の骨の成分が入った漢方薬、消化酵素、その他の動物由来の薬用材料
9. 新鮮、乾燥、塩漬けした動物の皮
10. 虎、豹、霊猫香、兎、カワウソ、その他の動物の毛皮、剥製
11. 織毛：馬の尻尾、牛の尻尾、豚の毛、羊の毛、その他の動物の毛
12. 羽：鶏の羽、アヒルの羽、鶯鳥の羽、孔雀の羽、他の鳥の羽
13. 動物の歯、角、爪、象牙、骨
14. ツバメの巣、ツバメからの製品
15. 蜂蜜、ローヤルゼリー、巣蜜
16. 繭
17. 輸入国の要求、またはベトナムが署名または加盟した国際条約の規定に従う動物、他の動物製品検査の対象

④ 検査の対象となる水産物・水産物製品のリスト

1. 水産動物の胚子、卵、精子および幼虫
2. [水産動物の死体（一匹そのまま）を含む] 新鮮、準備処理、冷蔵、冷凍の形で水産動物製品
3. 塩漬けおよび処理済み水産動物製品（干し、乾燥、燻製）
4. 加工および缶詰にした水産動物製品；魚油
5. 新鮮な卵、鹹蛋、水産動物の卵からの製品
6. 新鮮、乾燥、塩漬けした水産動物の皮、毛皮、ひれ、鱗、殻
7. 輸入国の要求、またはベトナムが署名または加盟した国際条約の規定に従う検査の対象となる他の水産動物製品

1-7. 輸入食品として使用される動物・水産物の製品

輸入食品として使用される動物・水産物の製品（包装・加工済みの食品および食品の安全性に関する国による検査の免除される食品を除く）

輸入の要件は以下のとおり。（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 14 条）

- ① ベトナムの規定を満たし、ベトナムの管轄当局のリストにおいて、動物・水産物由来の食品の輸出登録がなされ、食品安全管理システムを有する国や地域からの食品であること（日本はリスト記載されている。）

- ② 食品衛生および安全の基準を満たすものとして、ベトナム当局が登録した製造者により製造されていること
- ③ 輸出国の当局発行の、食品衛生および安全の基準を遵守している旨の証明書を取得していること

なお、日本で②および③の条件を満たすための手続きについては、それぞれ以下を参照。

A. 水産物およびその加工品

水産庁「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」²

ベトナムに水産物・同加工品を輸出する場合は、上記の取扱要領に従って最終加工施設等の登録及び証明書の発行手続きが必要である。新規登録は、各都道府県にて行うことから、申請の締切日については直接、各都道府県に問い合わせることになる。ただし、輸出された水産物食品の全量がベトナムから再輸出される場合、登録は不要とされる（参考：水産庁のホームページ³）。

B. 食鳥肉

厚生労働省「対ベトナム輸出食鳥食肉取扱要領」⁴

ベトナムに食鳥肉を輸出する場合は、上記の取扱要領に従って対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録及び食肉衛生証明書の発行手続きが必要である。新規登録は、都道府県知事（保健所設置市長又は特別区長）にて行う（平成2年法律第70号第16条で規定する認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場を除く）。

C. 牛肉および豚肉

厚生労働省「対ベトナム輸出食肉取扱要領」⁵

ベトナムに牛肉・豚肉を輸出する場合は、上記の取扱要領に従って対ベトナム輸出食肉取扱施設の登録及び食肉衛生証明書の発行手続きが必要である。新規登録は、都道府県知事（保健所設置市長）にて行う。登録施設又は登録申請施設

² 水産庁 ベトナム向け輸出水産食品取扱要領（平成29年5月最終改正）

<http://www.jfa.maff.go.jp/i/kakou/vietnam/>

³ 水産庁 ベトナム向け輸出水産物に関する施設の登録について

<http://www.jfa.maff.go.jp/i/kakou/vietnam/attach/pdf/index-3.pdf>

⁴ 厚生労働省 輸出食肉認定制度

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000126616.pdf>

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000126607.pdf>

にあつては、必要に応じて、ベトナム政府による現地調査が実施される場合もある。

1-8. 輸入食品として使用される植物製品

輸入食品として使用される植物製品(包装・加工済みの食品および食品の安全性に関する国による検査の免除される食品を除く)

輸入の要件は以下の通り。(政令 No. 15/2018/ND-CP 第 14 条)

ベトナムの規定を満たし、ベトナムの管轄当局のリストにおいて、植物由来の食品の輸出登録がなされ、食品安全管理システムを有する国や地域からの食品であること

*日本は 2013 年 12 月 16 日付けで輸出可能国として正式に登録された⁶。これにより、植物検疫上ベトナムへの輸出可能・不可な品目に関して、以下のリンクをご参照のこと。

・植物防疫所 HP

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>

<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>

http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/viet_nam/kamotsu.html

1-9. 自動輸入許可制

2019 年 1 月現在、加工食品について、自動輸入許可制に基づく申請は必要ない。

2010 年以降、一部の加工食品について自動輸入許可制度が定められていたが、2012 年 9 月から同制度の適用は停止されている(特定商品の自動輸入許可制度に関する商工省の通達 No. 24/2010/TT-BCT、商工省の通達 No. 27/2012/TT-BCT)。

1-10. 自由販売証明書 (CFS)

保健省が管轄する、機能的食品・微量栄養素、補助食品 (supplementary food) ・食品添加物・飲用水・ミネラルウォーターの輸入に当たっては、輸出国で発行さ

⁶http://www.ppd.gov.vn/uploads/news/2017_10/danh-sach-cac-nuoc-dang-ky-xuat-khau-thuc-pham-co-nguon-goc-thuc-vat-cap-nhat-30.10.2017.pdf

れた自由販売証明書 CFS (Certificate of Free Sale : CFS) の提出が要求される (貿易管理法の一部条項の施行細則となる政令 No. 69/2018/ND-CP の付録 V) 。

日本での自由販売証明書の発行申請は、輸出者の住所を所管する地方厚生局に対して、輸出日から起算して地方厚生局の 10 開庁日前までに行う。手続きの詳細については、厚生労働省ウェブサイト自由販売証明書発行要領⁷を参照。

2. 食品のラベル表示規制

商品表示に関する政令 No. 43/2017/ND-CP、共同通達 No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT に基づき、国内で流通する商品および輸入品に対し、商品表示規制と食品表示に関する規定は以下のとおり。

2-1. 表示言語 (同政令第 7 条)

商品表示に記載が義務付けられる内容は、以下の場合を除き、ベトナム語で記載されなければならない。

ベトナム語と異なるラテン文字言語で記載することが許可される場合：

- ✓ ベトナム語に翻訳できない、または翻訳しても意味をもたない商品の構成成分、または成分量の国際名または学名
- ✓ 商品の生産に関する外国企業の企業名および住所

規定内容がベトナム語で記載されていない、記載内容が不十分な輸入品については、規定の内容をベトナム語で記載した付随表記が必要で、かつ商品の元表示は残さなければならない。ベトナム語で記載された内容は元表示に記載された内容と一致していなければならない。

2-2. 表示記載内容 (同政令第 10 条)

全商品共通項目

- 商品名
- 商品に対して責任を有する組織および個人の名称・住所

⁷ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yusyutu/jiyuuhanbai/

輸入商品の場合：生産の組織・個人の名称・住所、自己公表または自己公表登録をする組織・個人の名称・住所（政令 No. 15/2018/ND-CP 第 24 条）

- 商品の原産地

また、商品の性質に従い、政令 No. 43/2017/ND-CP 付録 I 条もしくはその他の関連法に規定される内容を記載する必要がある。（同政令付録 I は 66 種類の商品について記載すべき内容を個別に定めている。）

うち食品関係では以下の通りである。

順番	商品の種類	記載すべき内容
1	食糧	容量、製造日、賞味期限、警告（ある場合）
2	食料品	容量、製造日、賞味期限、構成成分または成分量、警告、使用方法および保管方法
3	アルコールを除く飲料	容量、製造日、賞味期限、構成成分および成分量、警告、使用方法および保管方法
4	アルコール飲料	容量、エタノール含量、賞味期限（ある場合）、保管方法（ワインのみ）、警告（ある場合）、出荷識別番号（ある場合）
5	食品添加物	容量、製造日、賞味期限、成分量、使用方法および保管方法、「食品添加物」の記載、警告（ある場合）
6	放射線照射食品	容量、製造日、賞味期限、構成成分または成分量、警告、「放射線照射食品」の記載
7	遺伝子組み換え食品	容量、製造日、賞味期限、構成成分または成分量、警告、「遺伝子組み換え食品」又は「遺伝子組み換え」の記載
8	保健用食品	容量、製造日、賞味期限、構成成分、成分量又は栄養価、使用方法、保管方法、警告（ある場合）、「保健用食品」の記載、「この食品は薬でなく、治療薬の代替としての効果がない」の記載

- ❖ 複数のグループに分類できる、あるいは関連する法令に規定されない場合も、主な機能により分類される。例えばオレンジジュースは「食料品」ではなく「飲料」に分類される。

2.2.1 商品名(同政令第11条、13条4項)

商品名は、商品ラベル上で識別しやすく、読み易いものでなければならない。商品名の文字は、商品ラベル上の他の必須内容と比較して最大の大きさにする。商品名は商品の本質および効用を誤解させるものであってはならない。

構成成分の名称が商品名または商品名の一部として使われる場合は、その構成成分の量を記載する必要がある（添加物は色、香り、味を作り出すために使用されるが、その色、香り、味の名前が商品名に追記される場合を除く）。

2.2.2 商品に対して責任を有する組織および個人の名前・住所(同政令第12条)

商品に対して責任を有する組織および個人の名前・住所は、以下の規定に従って商品のラベルに記載される。

事例	名称・住所の記載される対象
商品がベトナムでの流通目的に、輸入される。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産する組織・個人 ● 輸入する組織・個人
商品が、外国企業の販売代理を、直接行う組織および個人によって輸入される。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産する組織・個人 ● 販売代理となる組織・個人
商品の商標使用権が、組織、個人から譲渡されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産する組織・個人 ● 輸入する組織・個人 ● 販売代理となる組織・個人 ● 譲渡した組織・個人
組織・個人が梱包・瓶詰を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産する組織・個人 ● 梱包・瓶詰する組織・個人（同組織・個人より許可された場合）

- ❖ 注：商品のラベルに記載される組織・個人の名称および住所を省略してはならない。

2.2.3 構成成分／成分量（同政令第16条）

- ① 構成成分の表記とは、商品を生産するために使用され、形態が変化しても最終製品に存在する原料（添加物も含む）の名称を記載することを意味し、商品への関心を高める目的で構成成分の名称を記載する場合には、その成分量を記載しなければならない（添加物は色、香り、味を作り出すために使用されるが、それらの名称が商品名と共に記載される場合を除く）。例えば「カルシウムの含有量が高い」という文章が記載されている場合、カルシウムの含有量を記載しなければならない。
- ② 成分量の表記とは、構成成分とともにそれぞれの構成成分の量も記載することを意味し、記載される成分量は、商品の性質、状態により、商品の単位に対するその成分重量、又は次のいずれか一つとする。重量に対する成分重量、体積に対する成分重量、体積に対する成分体積、成分重量の百分比または成分体積の百分比。
- ③ 留意点：
 - 食品における成分量が多い順に、構成成分を記載しなければならない。
 - 添加物が含まれる場合、添加物のグループ名称、添加物の名称、INS 国際コード（ある場合）を記載しなければならない。添加物が香料・甘味料・着色料である場合、香料、甘味料、着色料のグループ名称、物質の名称（ある場合）およびそれに加えて、“天然物質”、“ネイチャーアイデンティカルフレーバリング”、“合成物質” 又は“人工”のいずれであるかを記載しなければならない。
 - 同政令付表 IV に定められた場合については、同付表に定められた特別な方法で商品の構成成分・成分量を記載することが必要となる。
付表 IV：商品の構成成分・成分量その他の記載方法に関する規定のうち、加工食品に関連する部分
 - 水産食品（食品添加物もしくはその他の原料が添加された場合）
食品添加物もしくはその他の原料の成分量も記載する。
 - 食品添加物（2つ以上の成分が同じ包装に入っている食品添加物の場合）
包装内の成分の比重が多い順に記載する。

2.2.4 栄養価(同政令第17条第5項)

栄養価を表示する食品に対して、商品について責任を持つ組織・個人は、商品のラベルにおける栄養価を表示し、関連法規及び公開されている適用基準に準拠した栄養価の予測値を表示する。特定の数値を記載する場合は、栄養価の範囲の平均値とする。

2.2.5 アレルゲンおよび警告(同政令第17条1、6、8項、付表V)

- ① 人体・動物または環境に対して、アレルギーを及ぼす可能性のある物質のリストに記載され、使用量を規定される保存料を使った商品の構成成分の場合、当該構成成分と保存料の名称を表示する必要がある。
- ② 警告は関連法規を遵守する。特定の規定がない場合には、商品ラベル表示に責任を持つ組織・個人が自ら決定した警告情報を記載する。警告表示は、文字、画像、国際慣例または関連規定に基づく記号等で記載しなければならない。

2.2.6 製造日および賞味期限・消費期限

2-2に記載の通り、商品の性質に応じて、製造日、賞味期限または消費期限を記載する必要が生じる。それぞれの定義は以下のとおり。

① 賞味期限・消費期限(同政令第3条11項)

賞味期限または消費期限とは、商品または商品ロットで決まった使用期限で、この時点以降、商品はその固有の品質特性を維持できなくなる。

商品の消費期限は、製造日から有効期限日までの期間、または有効期限の年月日で表わされる。消費期限が年月しか表示していない場合、消費期限は有効期限が切れる月の末日とされる。

② 製造日(同政令第3条10項、第14条および付録III)

製造日とは、商品または商品ロットの最終段階の完成日である。

製造日はNSX(Ngay San Xuat)、賞味期限・消費期限はHSD(Han Su Dung)又はHD(Han Dung)という略称を表示において使用することが可能。

規定	記載方法の例 (製造日が2018年4月2日、消費期限が2019年10月2日の場合)
● 商品の製造日、消費期限は、陽暦の日、月、年の順で記載しなければな	● 「NSX: 020418、HSD: 021019」 ● 「NSX 02 04 18、HSD 02 10 19」

<p>らない(日本とは記載順が逆となる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の順で記載する場合、ベトナム語で注釈を付けなければならない。 年、月、日の間には、ドット(.)、スラッシュ(/)、ハイフン(-)、またはスペース()の記号を使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「NSX: 02042018、HSD: 02102019」 「NSX: 02042018、HSD: 02 10 2019」 「NSX: 180402 (年/月/日)、HSD: 191002 (年/月/日)」 「NSX: 02/04/18、HSD: 02/10/19」
<p>年月日を示す数字は2桁で記載するが、年を示す数字は4桁で記載することもできる。同一時点の年月日を示す数字は同一の行で記載しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「NSX: 020418、HSD: 021019」 「NSX: 02042018、HSD: 02 10 2019」
<p>製造日の記載が不要で、製造月を記載する場合、陽暦の月、年の順番で記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「SX: 042018」 「SX: 04/18」 2018年4月の製造
<p>製造年のみを記載する場合、陽暦の年を示す数字を4桁で記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年の製造 製造年: 2018
<p>製造日と消費期限を記載することが要求され、商品ラベルに規定による製造日も記載する場合、消費期限は、製造日からの期限で記載が許可される。逆に、消費期限が商品ラベルに記載される場合は、製造日を消費期限前の期間として記載することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「NSX: 020418、HSD: 16 ヶ月」 「NSX: 020418、HSD: NSX 以降 16 ヶ月」 「HSD: 021019、NSX : HSD 前 16 ヶ月」
<p>製造日または消費期限の略字を年月日数字と共に記載できない、又はこれら略字を外国語で記載されている場合には、ラベルで説明しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 包装の底に「020418 021019」を記載すれば、ラベルに「包装の底にある製造日及び消費期限を参照してください。」を記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 包装に「MFG 020418 EXP 021019」と記載すれば、「製造日及び消費期限は包装の「MFG」「EXP」を参照してください。」と記載する。
消費期限は、最終消費期限(Expiration date 又は use by dates)、または推奨消費期限(Best if used by dates 又は Best before dates)を記載することができる。	<ul style="list-style-type: none"> • 最終消費期限：021019 • HSD: 021019 • Sử dụng tốt nhất trước (Best before dates) 02/10/19

❖ 注意：

- 小分けされる商品、再梱包される商品の場合は、小分け・再梱包された日を表示しなければならない。消費期限は元のラベルに表示されている製造日から数える。
- 特殊な商品の製造日
 - 農産物、穀物：製造日は収穫時期または包装日である
 - 冷凍食品：製造日は商品が凍結された当日である。消費期限は、輸出国の製造業者が輸出商品の包装に記載した日である。

2.2.7 容量（同政令第13条および付表II）

測定単位で表記される商品については、測定単位に関するベトナムの法律規定に従い、グラム法、リットル法、メートル法で記載しなければならない。

個数で分量される商品は自然数を記載する。一つの包装に複数の商品が入っている場合は、各商品の容量および商品の総量を記載しなければならない。

添加物は色、香り、味を作り出すために使用されるが、その色、香り、味の名前が商品名に追記される場合、添加物の定量の記載が不要。

なお、容量の記載方法は以下のとおり。

付表II：商品の容量の記載方法に関する規定

No	商品の状態、形状または種類	記載方法
1	固体	正味重量

	固体と液体とを混合した商品	混合物の正味重量および固体の重量
2	ペースト状の商品	正味重量または実体積
	スプレー缶に入っているペースト状の商品	ペースト状の物およびスプレー圧を生み出す物の正味重量
3	液体の商品	20℃での実体積
	スプレー缶に入っている液体状の商品	液体の物およびスプレー圧を生み出す物の 20℃での実体積

なお、内容量の誤差の許容範囲は特に明記されていないが、政令 No. 43/2017/ND-CP 第 9 条の「商品表示の記載責任」にて、「付随表示を含む商品表示の記載内容は、真正、明確、正確であって、商品の品質を正しく表していなければならない」とある。

2-3. 表示位置、文字サイズ

- 商品表示は、商品または商品包装の、商品の部分を分解することなく、規定された表示内容のすべてを容易に認識できる位置に付けなければならない。また、外装を開けてはならない、または開けることができない場合には、規定内容表示が外装に表示されていなければならない（政令 No. 43/2017/ND-CP 第 4 条）。
- 規定内容のすべてを表示できない場合でも、商品の名称、商品に対して責任を有する組織または個人の名称・住所、および商品の原産地は少なくとも記載されている必要がある。その他の必要な表示内容は商品に添付された書類に記載する必要があり、当該内容が記載された場所について示されていなければならない（政令 No. 43/2017/ND-CP 第 10 条）。
- 商品表示の記載に責任を有する組織および個人は、自ら商品表示の寸法および商品に表示される文字と数字の寸法を決めることができる。ただし、商品に記載しなければならない内容すべてが記載され、その文字と数字の寸法が目視で容易に認識できることを確保しなければならない。測定数値を表す文字と数字の寸法は、測定に関する法規を遵守しなければならない。包装済みの食品、食品添加物および食品加工助剤の場合、商品ラベル上の必須内容の文字の高さは、1.2 mm 以上で、ラベリングに使用され包装袋の片面が 80 cm² 未満である場合（閉じる為の

包装の端を含まない)、文字の高さは0.9 mm以上でなければならない。(同政令第5条)。

- 表示の文字・数字・図・画像・マークおよび記号は明確でなければならず、規定記載内容については、文字または数字の色が商品表示の背景色と対照的でなければならない(同政令第6条)。

2-4. ラベル表示義務の適用

ベトナムに輸入された商品の元表示が同政令の規定を満たしていない場合には、輸入した組織および個人は、元表示を残したまま、商品を流通させる前に、付随表示を以下の通り記載しなければならない。

- ① ラベル上に必須内容をベトナム語で表示していない、または十分に表示していない場合は、ベトナム語でその必須内容を示す付随ラベルを作成し、商品の元のラベルはそのままにしておく。付随ラベルの内容には、商品の元のラベルに記載されている必須内容をベトナム語に翻訳して、規定による商品の性質に応じて他の不足している必須内容を追加する。ベトナム語で書かれた内容は、元のラベルに書かれた内容と一致させること。
- ② 付随ラベルを商品または商品の包装に添付する必要がある、元のラベルの必須内容を覆い隠してはいけない。
- ③ ラベルに記載した組織や個人は、記載された内容の正確さと真実性に対して責任をもつ。追加掲載された内容を含む付随ラベルの内容は、元のラベルの内容の誤解を生じさせないように、商品の性質と原産地を正確に反映させる。

商品に対して責任を有する組織および個人が、その他の組織に対して商品の表示記載を委託した場合であっても、自らの商品表示に関する責任はその組織および個人が負う(政令 No. 43/2017/ND-CP 第9条)。

2-5. その他の留意事項

2.5.1 放射線照射食品

ベトナム国内で流通させる放射線照射食品については、食品安全法(法律第55/2010/QH12)に基づき、ベトナム語で「Thuc pham da qua chieu xa」(放射線照射食品)と表示され(第44条第2c項)、かつ政府の規定に従い、衛生証明

書 (Health Certificate) 或は自由販売証明書 (Certificate of Free Sale) を取得しなければならない (第 38 条第 2 項)。

2.5.2 遺伝子組換え食品

遺伝子組み換え食品については、ベトナム語で「Thuc pham bien doi gen」(遺伝子組み換え食品) と表示され (第 44 条第 2 d 項)、かつ政府の規定に従い、衛生証明書 (Health Certificate) 或は自由販売証明書 (Certificate of Free Sale) を取得しなければならない (第 38 条 2 項)。

2.5.3 機能性食品

食品安全法の第 2 条 23 項では、人体の機能を補助するために使用される食品であって、体を快適にさせ、病気に対する抵抗力を強化し、または病理学的危険を軽減するもの「補助食品、保健用食品、薬用栄養食品」を「機能性食品」と定義している。

このような機能性食品についても、ベトナム語で「thuc pham chuc nang」(機能性食品) という表示を添付しなければならず、治療薬の代替としての効果を表示してはならない (食品安全法の第 44 条 2a 項)。

また、保健用食品、薬用栄養食品、特別な食制度用食品 (高齢者、ダイエット用食品など) は保健省に製品公表登録をしなければならない。(政令 No. 15/2018/ND-CP 第 6 条) *1-5 を参照。

3. 食品の包装に関する規制

3-1. 包装容器の素材に関する規格基準

保健省公布「食品中に含まれる生物学・化学物質による汚染の最大許容量に関する決定 No. 46/2007/QĐ-BYT」第 4 章、通達 No. 35/2015/TT-BYT では、素材・容器から食品へ移行する重金属およびその他の物質の最大許容量 (ML: Maximum Level) について、その容器の大きさや形状・素材によって各々詳細を規定している。

第 1 項： 缶詰用合金から食品へ移行する物質 (鉛、ヒ素、カドミウム、フェノール、ホルムアルデヒド、乾燥沈渣、エピクロロヒドリン、塩化ビニル) の ML

- 第2項：合成プラスチックから食品へ移行する物質(合成ゴム、ホルムアルデヒドからの合成ゴム、ナイロン、ポリメチルペンテン、ポリカーボナイト、ポリビニルアルコール、ポリスチレン、ポリ塩化ビニルデン、ポリメチルメタクリレート)のML
- 第3項：食品と接する容器用洗剤（ヒ素、鉛、メタノール、保健省の許可リストにある添加質、生分解性など）の規定
- 第4項：食品保管器・容器・調理用具(セラミック・ガラスを除く)から食品へ移行する重金属(アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛)のML
- 第5項：ガラス包装、容器の技術的要件(鉛・カドミウムのML)
- 第6項：セラミック・セラミックガラス包装、容器の技術的要件(鉛・カドミウムのML)
- 第7項：エナメル包装、容器（カップなど）の技術的要件(鉛・カドミウムのML)
- 第8項：エナメル包装、容器の飲み口の技術的要件(鉛・カドミウムのML)

3.2 包装方法に関する規格基準

食品の包装および容器は、安全な原料から作られ、食品を汚染、異臭および味の変化から保護し、消費期限まで食品の性質を維持しなければならない。また、包装は、保健省の大臣が規定した技術的基準に満たし、食品の包装・容器および道具に関する規定に従わなければならない。さらに、販売の前に、自己公表手続きを実施しなければならない（1-4 の参照）（食品安全法第18条）。具体的な規格は、プラスチック製の容器についてはQCVN 12-1:2011/BYT、ゴム製の容器についてはQCVN 12-2:2011/BYT、金属製の容器についてはQCVN 12-3:2011/BYTに定められている。

4. 食品添加物に関する規制

4-1. 食品添加物の使用規制

食品添加物については、食品安全法第17条および政令 No. 15/2018/ND-CP 第30～33条において、食品添付物および食品加工助剤は以下の条件を満たさなければならない旨が定められている。

- 技術的基準(QCVN 4-18:2011/BYT、QCVN 4-19:2011/BYT、QCVN 4-20:2011/BYT、QCVN 4-21:2011/BYT、QCVN 4-22:2011/BYT、QCVN 4-23:2011/BYT 等)を満たし、法律の規定に従っていること。
- 保健省の大臣からの食品の製造・運営における使用認可を受けた食品添付物・食品加工助剤のリストに記載されたものであること。食品に対する使用許可を受けた添加物のリストに含まれていない、または保健省が定めた食品対象外に使用される場合、食品添加物の製造・経営の組織および個人は保健省に製品公表登録をしなければならない。(1-5を参照。)
- 食品添加物の使用は、最大許容使用量を超えず、正しい食品に使われ、明確な起源があり、消費期限内で、食品添加物の管理要件および技術要件を満たしている。

4-2. 認可食品添加物

上記条件のうち、2つ目のリストは、「食品添加物の管理についての保健省の通達 No. 27/2012/TT-BYT」第3条、付表 I および保健省の通達 No. 08/2015/TT-BYT の第1条、に、使用が認められる食品添加物 407 種類が明記されている。また、通達 No. 08/2015/TT-BYT の付表では、各食品に対する添加物使用最大許容量 (ML) について、添加物の CAC が定めた国際番号付与体系の INS (International Numbering System)、に記載されている。

5. 残留農薬に関する規制

基本的に国際 Codex 基準に基づく「許容量食品中に含まれる生物学・化学物質による汚染の最大許容量に関する保健省の決定 No. 46/2007/QD-BYT」(保健省の通達 No. 24/2013/TT-BYT、通達 No. 50/2016/TT-BYT により一部改正)にて、食品中の残留が許容される(1)動物用医薬品、(2)有毒菌類、(3)重金属、(4)微生物、(5)植物保護のための薬品(以下、農薬)について、対象品目ごとに最大許容量が定められている。

- (1) 動物用医薬品の残留については、通達 No. 24/2013/TT-BYT 第4条に 59 種類について、英語のアルファベット順に動物の種類および部位(肉・脂身・肝臓・腎臓等)別にそれぞれ MRL 値(Maximum Residue Level)が記載されている。
- (2) 有毒菌類については、同3章に9種類(アフラトキシン B₁、アフラトキシン B₁B₂G₁G₂、オクラトキシン A、パツリン、デオキシニバレノール、ゼアラレノン、フモニシン、アフラトキシン M₁：主にカビ毒)、

- (3) 重金属は同5章に8種類（アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、すず、銅、亜鉛）について、対象品目ごとにML値が記載されている。
- (4) 微生物については、同6章にてそれぞれ対象とする食品12種類（ミルクおよび乳製品、肉および肉からの調製品、魚および水産品、卵および卵からの調製品、穀類および穀類からの調製品、青果および青果からの調製品、飲料、調味料、育児食品、アイスおよび氷、缶詰、油脂）について、対象品目ごとに、微生物名と指定容量あたりの最大許容量が記載されている。
- (5) 農薬については、通達 No. 50/2016/TT-BYT の付録に205種類、それぞれ対象とする食品、ADI値、MRL値について、農薬名アルファベット順に記載されている。

以上の決定・通達で記載されていない動物用医薬品、有毒菌類、重金属、微生物、農薬の残留は認められていない。残留が認められない、もしくは残留許容量を超えた物質が食品から発見された場合、法律に従って処分される。

6. 罰則規定

① 商品ラベルに関する罰則規定（政令 No. 119/2017/ND-CP）

行為	罰金 (商品の価格による)
<ul style="list-style-type: none"> ● 文字や数字の寸法、使用されている言語、定量および測定単位に関して、不適切なラベルが貼られている。 ● 必須内容を十分に記載されていない、または正確に記載されていないラベル（付随ラベルを含む）または添付資料がある。 ● 輸入品には外国語でのオリジナルのラベルがあるが、ベトナム語での付随ラベルは添付されていない。 	50万～3,000万ドン
<ul style="list-style-type: none"> ● 包装済み商品の量を商品ラベルに記載しない、又は規則に基づいて記載されていない。法規に基づく単位による測定単位を記載または刻印していない。 ● 商品ラベルに記載されている包装済み商品の量が、添付資料と一致していない、生産・輸入組織または個人によって公表された測定技術要件と適合していない、または管轄機関が定めた測定技術要件に従っていない。 	200万～800万ドン

<ul style="list-style-type: none"> ラベルがない、元のラベルがない、または元のラベルがあるが、元のラベルが変更されている。 	100万～6,000万ドン
---	---------------

❖ 場合によって、上記の罰金に加えて、許可書の使用权の剥奪、違反品の強制的な回収等の追加の罰則が適用される。

② 食品安全に関する罰則規定（政令 No. 115/2018/ND-CP）

行為	罰金
<ul style="list-style-type: none"> 法律の規定に基づく食品の安全性の国家検査を受けない。 	3,000万～4,000万ドン
<ul style="list-style-type: none"> 法律の規定に基づく製品自己公表を通知・掲載・公示していない。 法律の規定に基づく製品自己公表の一部を管轄機関に提出していない。 法律の規定に基づく製品自己公表の書類を保管していない。 	1,500万～2,000万ドン
<ul style="list-style-type: none"> 法律の規定に基づく製品自己公表書がなく、製品自己公表の対象である商品を輸入した。 	4,000万～5,000万ドン
<ul style="list-style-type: none"> 製品自己公表の対象である商品を販売・流通しているが、法律の規定に基づく製品自己公表をしていない、または製品自己公表書がない。 	100万～5,000万ドン
<ul style="list-style-type: none"> 技術的基準、食品安全規定を満たしていない食品の輸入、製造、加工、供給および販売は食品中毒を引き起こし、5人以上の健康に影響を与えたが、刑事訴追の対象になっていない。 	16,000万～20,000万ドン

❖ 場合によって、上記の罰金に加えて、一時的な営業活動の停止、違反品の強制的な回収、再輸出、破毀、製品自己公表書の取消等の追加の罰則が適用される。

③ 動物検疫に関する処罰規定（政令 No. 90/2017/ND-CP）

行為	罰金
検疫の対象である動物製品を輸入する際、検疫の登録・申告をしていない。	500万～700万ドン
動物製品の検疫証明書の取得が必要な場合であるのに、この検疫証明書がない。	600万～800万ドン
検疫登録・申告において、原産地が正しくない動物製品を輸入する。	700万～800万ドン

有害物が残留し、微生物が最大許容量を超える動物製品を輸入する。

商品ロットの価格の10%～15%が、5,000万ドンを超えない。

- ❖ 場合によって、上記の罰金に加えて、一時的な営業活動の停止、検疫証明書の没収、違反品の強制的な回収・破毀等の追加の罰則が適用される。

7. その他の留意点・参考情報

7-1. 食中毒事故の防止および克服

食品安全法では、組織または個人が、食中毒事故に関する兆候を発見した場合、最寄りの人民委員会、医療機関または担当国家機関への通知義務を規定している（第52条）。食品流通業者は、取り扱う食品のリスクについての情報を提供し、危険な食品が発見された場合には直ちに流通を停止し、食中毒事故が発生した場合には当局の調査に協力すべき義務を負う（第8条第2項）。

7-2. 食用内臓肉（白物）の輸入

2009年に食品安全衛生条件を満たしておらず、細菌に汚染された、もしくは賞味期限を記載していない食用の動物の内臓の輸入品が多数発見されたことを受け、2010年に食用の動物の内臓（白物部分）の輸入は一旦禁止された。しかし、輸入の禁止はWTO協定の違反に当たるとの批判を受けたため、2012年7月20日付の農業・農村開発省のオフィシャルレターNo. 2408/BNN-TY号では、2013年9月01日以降に輸入禁止が解除された。ただし、白物内臓の輸入は、Hai Phong、Ho Chi Minh、Da Nangの各港の入国地点を通してのみ輸入が可能とされ、慎重に検査がなされる旨が規定されている。

8. 関連法規

① 食品安全法 No. 55/2010/QH12

和訳：

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/vn/trade_05/pdfs/vietnam_s_yokuhinanzenhou.pdf

英訳：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=10497&Keyword=>

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=25495&Keyword=55/2010/QH12>

② 獣医法 No. 79/2015/QH13

英訳：

<https://vanbanphapluat.co/law-no-79-2015-qh13-on-veterinary-medicine>

ベトナム語原文：

<https://vanbanphapluat.co/luat-thu-y-2015>

③ 貿易管理法の一部条項の施行細則となる政令 No. 69/2018/ND-CP 号

英訳： 不見当

ベトナム語原文：

<https://vanbanphapluat.co/decreed-69-2018-nd-cp-on-guidelines-for-the-law-on-foreign-trade-management>

④ 外資投資家および外資企業の商品販売活動及び商品販売と直接に関連する活動に対する商法および貿易管理法の細則に関する政令 No. 09/2018/ND-CP

英訳： 不見当

ベトナム語原文：

<https://vanbanphapluat.co/decreed-09-2018-nd-cp-guidelines-for-the-law-on-commerce-and-the-law-on-foreign-trade-management>

⑤ 食品安全法の一部条項の施行細則となる政令 No. 15/2018/ND-CP

英訳：

http://www.aseconnectvietnam.gov.vn/law.aspx?ZID1=10&ID1=2&MaVB_id=2639

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=128513&Keyword=15/2018/N%C4%90-CP>

⑥ 保健省の管理範囲における経営条件に関する一部規定の修正・補足する政令 No. 155/2018/ND-CP

英訳：

http://bizhub.com.vn/UploadFiles/2018/12/20/fa36f333-5dc1-4b10-86ba-7ef562fe5613_155_2018_ND-CP.pdf

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=132181>

- ⑦ 商品ラベルに関する政令 No. 43/2017/ND-CP
英訳：
<https://vanbanphapluat.co/decree-43-2017-nd-cp-on-good-labels>
ベトナム語原文：
<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=122041&Keyword=43/2017/N%C4%90-CP>
- ⑧ 食品安全に関する行政違反処罰を規定する政令 No. 115/2018/NĐ-CP
英訳：
http://www.aseconnectvietnam.gov.vn/law.aspx?ZID1=10&ID1=2&MaVB_id=2689
ベトナム語原文：
<https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=11103>
- ⑨ 製品・商品の基準、測定及び品質に関する行政違反処罰を規定する政令 No. 119/2017/ND-CP
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=125654>
- ⑩ 自動輸入許可制度の停止に関する商工省の通達 No. 27/2012/TT-BCT
英訳：
https://docs.google.com/viewer?url=e.vcci.com.vn/images/vanban/8802_C27-2012-09-26-Circular-on-providing-temporary-cease-of-the-application-of-regulations-on-automatic-import-licensing.doc
ベトナム語原文：
<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=27938&Keyword=27/2012/TT-BCT>
- ⑪ 機能性食品の製品管理に関する保健省の通達 No. 43/2014/TT-BYT
英訳：
<https://vanbanphapluat.co/circular-no-43-2014-tt-byt-regulating-the-management-of-functional-foods>
ベトナム語原文：
<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=44370&Keyword=43/2014/TT-BYT>
- ⑫ 食品添加物の管理に関する保健省の通達 No. 27/2012/TT-BYT
英訳：
<https://vanbanphapluat.co/circular-no-27-2012-tt-byt-guidance-on-the-management>

[ment-of-food-additives](#)

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=52473&Keyword=27/2012/TT-BYT>

- ⑬ 食品添加物の管理について案内する保健省の 2012 年 11 月 30 日付通達 No. 27/2012/TT-BYT の一部規定を修正・補足する保健省の通達 No. 08/2015/TT-BYT 英訳：

<https://vanbanphapluat.co/circular-no-08-2015-tt-byt-amendments-to-a-number-of-articles-of-the-circular-no-27-2012-tt-byt>

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/boyte/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=67557>

- ⑭ 食品中に含まれる生物学・化学物質による汚染の最大許容量に関する保健省の決定 No. 46/2007/QĐ-BYT

英訳：

<https://vanbanphapluat.co/decision-no-46-2007-qd-byt-on-promulgation-regulation-of-maximum-level-of-biolo>

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=43329&Keyword=46/2007/Q%C4%90-BYT>

- ⑮ 決定 No. 46/2007/QĐ-BYT を修正・補足する保健省の通達 No. 24/2013/TT-BYT

英訳：

<https://vanbanphapluat.co/circular-no-24-2013-tt-byt-maximum-limits-on-residues-of-veterinary-medicines-in-food>

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=46978&Keyword=24/2013/TT-BYT>

- ⑯ 決定 No. 46/2007/QĐ-BYT を修正・補足する保健省の通達 No. 50/2016/TT-BYT

英訳：

<https://vanbanphapluat.co/circular-50-2016-tt-byt-regulations-on-maximum-residue-levels-of-pesticide-in-food>

ベトナム語原文：

<http://vbpl.vn/boyte/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=131958&Keyword=50/2016/TT-BYT>

- ⑰ 決定 No. 46/2007/QĐ-BYT を修正・補足する保健省の通達 No. 35/2015/TT-BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<http://vbpl.vn/boyte/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=92636>
- ⑱ 動物、動植物の製品の検疫に関する農業農村開発省の通達 No. 25/2016/TT-BNNPTNT
英訳：
<https://vanbanphapluat.co/circular-25-2016-tt-bnnptnt-providing-for-the-quarantine-of-terrestrial-animals-products>
ベトナム語原文：
<https://vanbanphapluat.co/thong-tu-25-2016-tt-bnnptnt-kiem-dich-dong-vat-sa-n-pham-dong-vat-tren-can-kiem-dich-dong-vat-2016>
- ⑲ 水産物、水産物の製品の検疫に関する農業農村開発省の通達 No. 26/2016/TT-BNNPTNT
英訳：
<https://vanbanphapluat.co/circular-26-2016-tt-bnnptnt-providing-for-the-quarantine-of-aquatic-animals-animal-products>
ベトナム語原文：
<https://vanbanphapluat.co/thong-tu-26-2016-tt-bnnptnt-kiem-dich-dong-vat-sa-n-pham-dong-vat-thuy-san>
- ⑳ 動物内臓（白物部分）輸入に関する農業農村開発省の公文書 No. 2408/BNN-TY
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<http://www.omard.gov.vn/lib/ckfinder/userfiles/files/Phu/Thong%20bao/2408ty.pdf>
- ㉑ 食品に直接接触する合成樹脂容器、包材に対する安全衛生に関する保健省の国家技術基準 QCVN12-1:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
http://nafiqad5.gov.vn/uploads/news/hyperlink/cnht/qcvn_12_1_2011_byt.pdf
- ㉒ 食品に直接接触するゴム容器、包材に対する安全衛生に関する保健省の国家技術基準 QCVN 12-2:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
http://www.nifc.gov.vn/attachments/article/229/bao%20bi_CAOSU.pdf

- ⑳ 食品に直接接触する金属容器、包材に対する安全衛生に関する保健省の国家技術基準 QCVN 12-3:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
http://www.nifc.gov.vn/attachments/article/229/bao%20bi_KIM%20LOAI.pdf
- ㉑ 食品添加物－加工デンプンに関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-18:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<https://www.eurofins.vn/media/311709/qcvn-4-18-ch%E1%BA%BF-ph%E1%BA%A9m-tinh-b%E1%BB%99t.pdf>
- ㉒ 食品添加物－酵素に関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-19:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
http://www.vinacert.vn/pic/files/4_19_enzym_final.pdf
- ㉓ 食品添加物－光沢剤に関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-20:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<http://trungtamnghiencuuthucpham.vn/wp-content/uploads/downloads/2014/08/a5.CH%E1%BA%A4T-L%C3%80M-B%C3%93NG.pdf>
- ㉔ 食品添加物－増粘剤に関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-21:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<https://www.eurofins.vn/media/311714/qcvn-4-21-ch%E1%BA%A5t-1%C3%A0m-d%C3%A0y.pdf>
- ㉕ 食品添加物－乳化剤に関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-22:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<https://www.eurofins.vn/media/311736/qcvn-4-22-ch%E1%BA%A5t-nh%C5%A9-h%C3%B3a.pdf>
- ㉖ 食品添加物－発泡剤に関する保健省の国家技術基準 QCVN 4-23:2011/BYT
英訳： 不見当
ベトナム語原文：
<http://trungtamnghiencuuthucpham.vn/wp-content/uploads/downloads/2014/09/a2>

9. 問い合わせ先リスト

9-1. 関係官庁

保健省

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-24)6273-2273; Fax：(84-24)3846-4051

Email：byt@moh.gov.vn

Website：<http://www.moh.gov.vn>

ホーチミン市保健局

住所：59 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist. 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3930-9912; Fax：(84-28)3930-9088

Email：bbt.syt@tphcm.gov.vn

Website：<http://www.medinet.hochiminhcity.gov.vn>

食品安全局(保健省)

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-24)3846-4489, (84-24)3846-3702; Fax：(84-24)3846-3739

Email：vfa@vfa.gov.vn

Website：<http://vfa.gov.vn/>

ホーチミン市食品安全衛生管理委員会

住所：18 Cach Mang Thang Tam, Dist. 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3601-6401, Hotline：(84-28)3930-1714; Fax：(84-28)3930-7033

Email：vp.bqlattp@tphcm.gov.vn, pqlcl.bqlattp@tphcm.gov.vn

Website：<http://bqlattp.hochiminhcity.gov.vn/>; <http://attp.gov.vn/>

商工省

住所：54 Hai Ba Trung St., Hoan Kiem Dist., Hanoi

Tel：(84-24) 2220 2108, (84-24)2220-2222, Fax：(84-24)2220-2525

Email：bbt@moit.gov.vn

Website：<http://www.moit.gov.vn>

ホーチミン市商工局

住所：163 Hai Ba Trung St., Dist. 3., Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3822-2311, Fax：(84-28)3822-1778

Email：sct@tphcm.gov.vn

Website：<http://www.congthuong.hochiminhcity.gov.vn/>

計画投資省

住所：6B Hoang Dieu St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-24)804-3485, (84-24)3845-5298 Fax：(84-24)3823-4453

Email：banbientap@mpi.gov.vn

Website：<http://www.mpi.gov.vn/>

農業農村開発省

住所：2 Ngoc Ha St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-24)3734-1635, Fax：(84-24)3823-0381

Email：trangtin@mard.gov.vn

Website：<https://www.mard.gov.vn/>

ベトナム税関総局

住所：Lot E3, Duong Dinh Nghe St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-24) 3944-0833, Fax：(84-24) 3944-0636

Email：webmaster@customs.gov.vn；tongcuchaiquan@customs.gov.vn

Website：<https://www.customs.gov.vn/>

ハノイ市税関局

住所：129 Nguyen Phong Sac St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-24)3791-0169, (84-24)3793-1845; Fax：(84-24)3791-0163

Email：hqhanoi@customs.gov.vn

Website：<http://www.hanoicustoms.gov.vn>

ホーチミン市税関局

住所：140 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 3, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3930-6912, Fax：(84-28)3933-0912

Email：webmasterhcm@customs.gov.vn

Website：<http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn>

9-2. 食品検査機関

ベトナム品質測量総局

住所：8 Hoang Quoc Viet St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-24)3756-5453, (84-24)3791-1642 Fax：(84-24)3836-1556

Email：tttt@tcvn.gov.vn

Website：<http://www.tcvn.gov.vn/>

ベトナム品質測量総局南部事務所

住所：64-66 Mac Dinh Chi St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3829-6390, (84-28)38228233 Fax：(84-28)3829-7407

Email：qlclhh_mn@vnn.vn; ccqlclhhmn@tcvn.gov.vn

予防保健局

住所：135 Nui Truc St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-24)3843-0040, Fax：(84-24)3736-7379

Email：dp@moh.gov.vn

Website：<http://vncdc.gov.vn/>

ホーチミン市公共医療衛生院

住所：159 Hung Phu St., Dist 8, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28)3855-9503, (84-28)3855-9719, Fax：(84-8) 3856-3164

Email：vienytcc@iph.org.vn

Website：<http://www.iph.org.vn>

9-3. 食品検疫機関

ハノイ市獣医支局

住所：88 Le Trong Tan St., Ha Dong Dist., Hanoi

Tel：(84-24) 3380-0115; (84-24) 3382-4433 Fax：(84-24) 3355-4192

Email：chicucthuyhanoiHCTC@gmail.com.vn

Website：<http://sonnptnt.hanoi.gov.vn/don-vi/2/Chi-cuc-Thu-y>

ホーチミン市畜産及び獣医支局

住所：151 Ly Thuong Kiet St., Dist 11, Ho Chi Minh city

Tel：(84- 28) 3853-6132;

Email：chicuctytp@hcm.fpt.vn

Website：<http://chicucthuyhcm.org.vn/>

9-4. 業界団体

ベトナム食糧協会

住所：62 Nguyen Thi Thap St., Dist 7, Ho Chi Minh City

Tel：(84-28) 6298-3494, 6298-3495, Fax：(84-28)6298-3490

Email：vietfood@hcm.vnn.vn; info@vietfood.org.vn

Website：<http://www.vietfood.org.vn>

ベトナム機能性食品協会

住所：14 Floor, 1 Ton That Thuyet St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel : (84-24) 3795-8157, Fax : (84-24) 3795-8157

Website : <http://www.vaff.org.vn/>

ベトナムビール・酒・飲料協会

住所 : 2 Floor, 655 Pham Van Dong St., Bac Tu Liem Dist., Hanoi

Tel : (84-24) 3821-8433, Fax : (84-24) 3821-8433

Email : hiephoi@vba.com.vn

Website : <http://www.vba.com.vn>